

授業評価アンケートに御協力いただきありがとうございました。
自由記述のコメントについて、お答えします。

【刑事学各論・展開講義(刑事法特論2) 共通】

①録音データを全て聴かずにミニレポートを提出する受講生がいるのではないかと御懸念について <説明します>

受講生から、録音データを全て聴かずにミニレポートを提出する受講生がいるのではないかと御懸念を伝えられました。

確かに、現在のやり方では、録音データを全て聴かずにミニレポートを提出することも可能です。

この問題の解決のためには、システム上、いくつかの方法がないわけではありません。例えば、録音データをDropboxで提供せず、教材としてLMSで提供し、端末にダウンロードできないようにしてストリーミング再生しか認めないようにし、ストリーミング再生の時間を管理するという方法をとれば、録音データを全部聴かずにミニレポートを提出することは減らすことができそうです(とは言え、録音データを聴かずにストリーミング再生だけしておくという手もありますので、完全な解決策ではありません)。ストリーミング再生をできる時間帯を限定するなどの方法を併用することも考えられなくはありません。

しかし、このようなやり方は、受講生が端末の所有状況や通信状況に合った形で録音データを再生して受講することができるという遠隔授業の1つの長所を大きく減殺してしまう窮屈なものです。しかも、結果として、意欲を持って取り組もうとする多くの受講生のモチベーションを低下させてしまいかねません。

受講生がある科目を履修する理由は様々でしょう。興味関心があるからという方もおられれば、進路に関係しているからという方もおられるでしょう。あるいは、別の科目でその担任者の授業がよかったので、履修してみようと思うこともあるかもしれません。友人や知人も履修するので一緒に履修するということもあるのでしょうか。そして、単位さえ取ればよい、ということもあるでしょう。

手を抜いて単位を取るのはずるい、まじめにやっている受講生との間で不公平が生じる、というお気持ちはその通りだと思います。こうした状況の下で、手を抜いてでも単位を取りたいという受講生に手を抜かせないために種々の方策を講じることは必要ですが、それが過剰になってしまうことによって、受講意欲の高い受講生の意欲を削いでしまっただけでは本末転倒です。また、より必要性が高いのは、受講意欲が高い受講生の意欲を維持し、さらには向上させることであると考えます。

私は、政策論の研究をしていることもあり、管理するよりも、促す方向で対応するほうがよりよい結果をもたらす場面が多いと考えています。録音データを聴きやすい形で提供することや、できる限り早期に録音データを提供することは、受講生にじっくり聴いてみようと考えてもらうことも狙っています。授業の内容も、聴き続けてみようと思わせるものであるよう工夫をしています。まだまだ不十分ではありますが、手を抜くことを考えてしまう受講生に対しては、「手を抜かずにやってみよう」と思ってもらえるような形で授業を提供していくという方向性で努力することにより、今しばらくはこの問題に取り組むたいと考えています。

②録音データとレジュメの提供方法について <改善します>

今学期は、春学期の授業評価アンケートを踏まえて、録音データを Dropbox で提供しました。また、レジュメは LMS で提供しました。

受講生からも好評でしたので、来年度も録音データは Dropbox で提供する予定です。また、レジュメについても、Dropbox でまとめて提供してはどうかとの御意見をいただきましたので、録音データとともに Dropbox で提供したいと考えています。

③授業の録音データとレポート・ミニレポート課題の提供時期について <維持します>

今学期も、授業の録音データとレポート・ミニレポート課題を原則として授業日の 4 週間前に提供しました。

受講生からは、自身のスケジュールにあわせて、授業を聴いたり、レポート・ミニレポートに取り組んだりできるとして、今学期も大変好評でした。

刑事学総論・刑事学各論をはじめ、私の大講義の担当科目は来年度もいずれも遠隔授業で実施することが決まりました。来年度も、今年度と同じようにできる限り早めに録音データとレポート・ミニレポート課題を提供したいと考えています。

④LMS の教材の見やすさについて <今後も改善を模索します>

今学期は、春学期の授業評価アンケートを踏まえて、例えば、「10 月 25 日締切のミニレポート」というラベルの中に、「第 1 回目(9 月 27 日分)～第 4 回目(10 月 18 日分)の授業の録音データとレジュメ」という形で、4 回分を 1 つの教材にまとめて表示することにしました。

春学期に比べて、LMS の画面上で表示される教材数を抑えることができたが、まだまだ改善の余地があるように思われます。

試行錯誤を重ねながら、より見やすい教材提示に努めたいと考えています。

【刑事学総論】

⑤ミニレポートとフィードバックの内容について <維持します>

ミニレポートとして授業内容に対する質問を書いてもらうことは、質問を考えながら録音データを聴くことにつながるなどとして、今学期も好評でした。

また、質問に対してフィードバックで回答するという方式も、授業で触れられなかった内容を知ることができるなどとして、大変好評でした。

フィードバックの際に自身の質問が取り上げられて、学習へのモチベーションが上がったとの声もたくさんいただきました。一方で、フィードバックの時間を一定程度に抑える観点から、全ての受講生の質問を取り上げることができず、申し訳ない気持ちでいっぱいです。

少なからぬ受講生に推測していただいたように、教員としては負担が比較的大きかったことは事実です。しかし、私としては、受講生がどのような点に疑問を持つのか知ることができ、大変有益でした。この授業では、他の科目に比べてフィードバックを聴いていただいた割合が高く、教員としても特にやりがいがありました。

来年度の刑事学総論・刑事学各論、展開講義(いじめと法)についても、同様の方式を継続する予定です。

【展開講義(刑事法特論 2)】

⑥教科書の該当部分の配布をして欲しいとの御意見について <対応できない理由を説明します>

教科書が高額である上、総合図書館へのこの科目の教科書の収蔵が 1 冊のみであることから、利用が集中することが予想されたため、早く借りた方だけが利用できることを避け、多くの方に御利用いただけるようにするための方策として、秋学期の授業終了まで、教科書をリザーブブックとして指定してもらうこととしました。これにより、この科目の教科書は、総合図書館 2 階のリザーブブックのコーナーに配架され、禁帯出とされました(図書館内で閲覧やコピーはできるものの、貸出不可となりました)。この点は、最初の授業や LMS でお伝えした通りです。

しかし、結果として、総合図書館で教科書を他の受講生が利用している場合に相当待たされることも発生していたようです。

そのため、該当部分の配布をして欲しいとの御意見を LMS のメッセージ及びアンケートでいただきました。

残念ながら、著作権法上、許されないため、該当部分を配布することはできませんでした。以下、説明します。

本学は、著作権法 35 条に基づき、授業目的公衆送信補償金を一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会に支払っており、授業目的で著作物を学生にみなさんに送信することができます。

ただ、送信に当たっては、「必要と認められる限度」とすることが条文上求められています。

そして、「必要と認められる限度」については、「**大学の場合、教員が学生に対して、受講に当たり教科書や参考図書として学生各自が学修用に用意しておくよう指示した書籍に掲載された著作物の複製・公衆送信も、一般的には『必要と認められる限度』には含まれないと考えられます。**」(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針[令和 3(2021)年度版]」(2020)8 頁)と解釈されており、教科書指定したものについて送信することは、その限度を超えるとされています。

以上の次第で、著作権法違反となるため、教科書をスキャンしたものを配布することはできませんでした。

皆さんの御意見を参考に授業をよりよいものにしていきたいと思います。